



〈令和2年度利用希望者用〉

認定こども園・保育所等施設

利用申込みのご案内



このご案内で利用の申込みができるのは、次の施設等です。

①認定こども園（保育区分） ②認可保育所 ③家庭的保育事業 ④小規模保育事業
⑤事業所内保育事業（地域枠）

お問い合わせは



相模原市コールセンター 電話042(770)7777
(午前8時～午後9時 年中無休)

※専門的なお問い合わせや、個人情報に関するお問い合わせは、担当課に取り次ぎます。なお、担当課は平日午前8時30分～午後5時の対応になります。あらかじめご了承ください。

○ご希望の施設・事業者の利用申込みに関するお問い合わせ○

(担当課は、施設・事業者一覧を参照してください)

緑子育て支援センター	〒252-5177	相模原市緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎3階	電話042-775-8813
城山保健福祉課	〒252-0105	相模原市緑区久保沢2 -26-1 城山保健福祉センター1階	電話042-783-8136 ※移転後も電話番号は 変更ありません。
		令和2年1月から相模原市緑区久保沢1-3-1 城山総合事務所第1別館1階(〒252-5192) に移転予定です。	
津久井保健福祉課	〒252-5172	相模原市緑区中野613-2 津久井保健センター1階	電話042-780-1408
相模湖保健福祉課	〒252-5162	相模原市緑区与瀬896 相模湖総合事務所2階	電話042-684-3215
緑野保健福祉課	〒252-5152	相模原市緑区小沢2000 緑野総合事務所2階	電話042-687-2159
中央子育て支援センター	〒252-5277	相模原市中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはら1階	電話042-769-9267
南子育て支援センター	〒252-0303	相模原市南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター3階	電話042-701-7723



5 教育・保育給付支給認定申請及び利用申込み手続き

◎申込みの対象

・利用申込みの対象は、次の①②の両方を満たしている方です。

①保護者（及び児童）が、申込み日時時点で相模原市に住民登録している

※原則としてすでに出生しているお子さんについて申込みいただくこととなりますが、4月入園の1次申込みに限り、出産予定日が令和元年12月31日までの場合の申込みを受付けます。詳しくは下記申込み方法を参照してください。

※市外にお住まいの方の申込みについては、次ページの「申込みにあたっての注意事項」を参照してください。

②慣らし保育（7ページ 6（1）を参照）終了後に、保育を必要とする事由に該当している

※施設等を利用するためには、慣らし保育の期間を除き、保育を必要とする事由（2ページ 2を参照）に該当している必要があります。育児休業などからの復職の場合は、特に注意してください。

◎申込み方法

4月入園（1次申込み）	<p><申込受付期間> 令和元年10月21日（月）～11月22日（金）（必着）</p> <p><調整結果> 令和2年1月30日（木）頃発送予定</p> <p><郵送先> 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所 保育課 利用申込事務センター宛</p> <p>※6ページの「利用申込みの必要書類」をそろえ、内容を確認のうえ、封筒に切手（郵送料を事前に確認してください）を貼付して郵送してください（窓口受付の対象に該当する場合を除く）。</p> <p>※「利用申込みの必要書類」④⑤に限り、申込受付期間にそろわない場合は、令和元年12月10日（火）（必着）までに、第1希望の施設等を所管する担当課に直接提出してください。</p> <p>※記入漏れや書類に不備等がある場合、利用調整ができない場合があります。</p> <p>※きょうだい同時申込みの場合、できるだけ1つの封筒に同封のうえ郵送してください。</p> <p><窓口受付> 利用申込みは、原則郵送となりますが、次の項目に該当する方については、園での安心な生活に向け詳しい状況が伺えるよう窓口受付となります。児童を同伴のうえ（出産予定児童の申込みを除く）、【受付場所】の窓口へお越しください。該当する方が郵送申込みをした場合は、状況に応じて窓口へお越しいただく場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎アレルギー症状があり、食事制限や服薬管理が必要な児童 ◎病気やけがの既往歴があるなど、健康面や発達面において、園での生活に配慮が必要な児童（母子健康手帳と、その他お子さんの健康状態が確認できるものがあれば持参してください） ◎児童の養育上の課題を抱えている方 ◎父母ともに日本国籍でない方（通訳ができる方と一緒にお願いします） ◎出産予定児童の利用申込みをする方（1次申込みに限る） <p>※出産予定日が令和元年12月31日までの場合に限ります。母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日の記載欄）など、出産予定日がわかる書類を持参してください。また出産後、令和2年1月10日までに氏名、性別、健康状態等の届出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎相模原市以外の施設等の利用を希望する方（5ページを参照） <p>【受付場所】 第1希望の施設等を所管する担当課（巻末の別表「施設・事業者一覧」を参照）</p> <p>※予約は不要ですが、待ち時間が長くなることもありますので、余裕をもってお越しください。</p> <p>【受付時間】 平日（開庁日） 午前8時30分～正午、午後1時～5時</p> <p>【受付期間及び「利用申込みの必要書類」の提出期間】 郵送による申込受付期間と同じ（最終日は午後5時までに受付けたもの）</p>
4月入園（2次申込み）	<p>1次申込みの受付期間後の申込みについては、1次申込みの利用調整後に、定員に空きがある場合のみ利用調整を行います。1次申込みで利用が決定した場合は申込みの対象とはなりません。</p> <p><申込受付期間> 令和元年11月25日（月）～令和2年2月20日（木）（必着）</p> <p><申込方法> 1次申込みと同様の手続きが必要です。ただし、受付期間内にすべての書類を提出してください。</p> <p><調整結果> 令和2年3月9日（月）頃発送予定</p>
年度途中入園（5月以降）	<p><申込期限> 利用開始希望日の前月10日 必着（10日が開庁日の場合直前の開庁日）</p> <p><申込方法> 1次申込みと同様の手続きが必要です。ただし、申込期間内にすべての書類を提出してください。</p> <p><調整結果> 利用開始希望日の前月20日頃発送予定</p>

このご案内で認定こども園・保育所等施設へ利用申込みをされた人へ

無償化についてのお知らせ

令和元年10月より、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育に係る経済的な負担軽減を図る少子化対策の観点から、認定こども園・保育所等・幼稚園の保育料(利用料)が無償化されました。

無償化の対象となる子ども

- ① 3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子どもたち
- ② 0歳児クラスから2歳児クラスの市民税非課税世帯(※)の子どもたち

○各施設が保育の質の向上のために設定している費用や、食材料費、通園送迎費、行事費、延長保育料などは無償化の対象外です。

○無償化に伴う新たな手続きは必要ありません。

※父母の収入が基準額に満たない場合は、同居している祖父母のいずれか多い方の税額を合算して判定することがあります。

副食費の免除について

① 3歳児クラスから5歳児クラスの子どものうち、年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもについては副食費(おかず代)が免除されます。

○第3子以降とは、小学校就学前までの子どもから順にかぞえて3人目以降です。

○免除に伴う新たな手続きは必要ありません。